

# コロナ疑い患者への外来特例加算(250点)、陽性患者への電話等診療特例加算(147点)が延長に！

厚労省は10月26日に「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」を発出し、10月末までとされていた「二類感染症患者入院診療加算」(250点)、「電話等による診療」(147点)について、算定要件を変更した上で延長になりました。以下、概要を抜粋し紹介します。なお、診療・検査対応時間の変更の際は、変更届の提出も必要ですのでご注意ください。

加算名称・点数	「二類感染症患者入院診療加算(外来診療)」(250点)	「電話等による診療(臨時的取り扱い)」(147点)
期間	11月1日～令和5年2月末まで(※1)	11月1日～令和5年3月末まで
対象患者	コロナ疑い患者	重症化リスクの高いコロナ陽性患者(※3)
算定要件【1】 ※全て満たすこと ※太字以外は従前通り	<ul style="list-style-type: none"> <li>●診療・検査医療機関であること</li> <li>●診療・検査対応時間内に外来診療を行った場合</li> <li>●傷病について医学的に初診の診療行為があった場合</li> <li>●下記「算定要件【2】」のいずれかに該当⇒上記全てを満たした日の属する週の初日(月曜)から算定可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●診療・検査医療機関等であること</li> <li>●以下①、②の要件をすべて満たす               <ul style="list-style-type: none"> <li>①電話等で新型コロナに係る診療が可能な旨を自院・自治体のHP等で公表</li> <li>②季節性インフルエンザに対応する体制を有している</li> </ul> </li> <li>●下記「算定要件【2】」のいずれかに該当⇒上記全てを満たした場合、一連の診療において初回の電話等診療に限り、算定可</li> </ul>
算定要件【2】 ※いずれか一つを満たすこと (250点:①～④のうち一つ、147点:①か②のうち一つを満たすこと)	<p>【令和4年10月12日以前に「診療・検査医療機関」として指定を受けていない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①令和4年10月13日以降に新たに「診療・検査医療機関」として大阪府から指定され、その旨が公表されていること</li> </ul> <p>【令和4年10月12日以前から「診療・検査医療機関」として指定を受けて大阪府HPに公開されている場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>②令和4年11月1日以降の診療・検査対応時間を令和4年10月13日時点の同時間と比べて、<b>1週間あたり30分以上拡充</b>している</li> <li>③令和4年11月1日以降、<b>過去に通院歴の無い患者も新たに外来の『診療対象患者』として拡充</b>している。</li> <li>④令和4年11月1日以降、診療・検査対応時間を<b>1週間に8枠以上確保</b>している(※2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①令和4年11月1日～12月31日までの間に、<b>新たに電話等によるコロナ陽性患者への診療を開始した医療機関</b></li> <li>②令和4年10月31日以前から<b>すでに電話等によるコロナ陽性患者への診療を行っていた医療機関</b>で以下ア、イの両方を満たして、電話等によるコロナ診療が可能な体制を有していること           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア、<b>1週間に8枠以上(※2)電話対応可。</b></li> <li>イ、<b>表示する診療時間以外の時間、または土曜、休日に週3時間以上電話対応可</b></li> </ul> </li> </ul>

※1：令和5年3月1日～3月末は、点数が147点に代わります。

※2：各日の『発熱外来の時間』を午前・午後の半日につき1枠とした際に、1週間あたりの『発熱外来の時間』が合計8枠以上に該当することをいいます。電話等診療についても枠の時間の考え方は同じです。なお対応可能な時間が設けられていれば、時間の長さは何時間でもいい旨を保固連より厚労省に確認済みです。

※3：重症化リスクが高い患者とは以下の3つの患者です。1. 65歳以上の患者、2. 40歳以上65歳未満の患者のうち<重症化リスク因子>を複数持つ患者、3. 妊娠している患者

<重症化リスク因子>：ワクチン未接種(ワクチン接種が1回のみを含む)、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患(COPD等)、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙歴、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満(BMI30以上)、臓器の移植・免疫抑制剤・抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下